

## 農薬の再評価に係る優先度の規準

優先度	種別	規準
優先度 A	我が国で多く使われているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 殺虫剤の場合、生産量が年あたり概ね 20～30 t 以上のもの</li> <li>● 除草剤、殺菌剤の場合、生産量が年あたり概ね 50 t 以上のもの</li> </ul> ※ 農薬要覧における、原体の国内出荷量(H23～27農薬年度の平均)。原則として、国内生産量+輸入量。
優先度 B	使用量は少ないが一日摂取許容量等が低いもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内ないし海外で設定されている ADI が低いもの(概ね 0.005 mg/kg bw 以下)</li> <li>● 国内ないし海外で設定されている ARfD が低いもの(概ね 0.01 mg/kg bw 以下)</li> <li>● 国内ないし海外の評価で、神経毒性、発がん性、遺伝毒性、免疫毒性、生殖発生毒性が懸念されるもの</li> <li>● 海外の評価で、使用時の安全性について懸念されるもの(AOEL が概ね 0.01 mg/kg bw 以下)</li> <li>● 環境中への残留性が高いものや有用生物への影響等が懸念されるもの</li> </ul>
優先度 C1	その他の農薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先度 A, B, C2 または D に当てはまらないすべての有効成分</li> </ul>
優先度 C2	登録が比較的新しいもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先度 A, B, D に当てはまらない有効成分のうち、我が国において 2006 年以降に評価・登録されているもの</li> </ul>
優先度 D	生物農薬及び植物検疫用途農薬 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 微生物農薬を含む生物農薬、フェロモン</li> <li>● 食品、植物抽出物等、毒性の懸念の小さいもの</li> <li>● 植物検疫用途農薬</li> </ul>

(備考)

第17回農業資材審議会農薬分科会(2017年7月13日)における議論等を踏まえ、以下の点を修正。

- ・ 優先度Bの規準に、「生殖発生毒性」が懸念されるものを追記。
- ・ 優先度Bの種別を、「使用量は少ないが1日許容摂取量等が低いもの」と表現を適正化。